

# 半 期 報 告 書

(第2期中) 自 平成20年3月1日  
至 平成20年8月31日

J. フロント リテイリング株式会社

E03516

# 目 次

	頁
第2期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【業績等の概要】 .....	5
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	8
3 【対処すべき課題】 .....	9
4 【経営上の重要な契約等】 .....	9
5 【研究開発活動】 .....	9
第3 【設備の状況】 .....	10
1 【主要な設備の状況】 .....	10
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	25
3 【役員の状況】 .....	25
第5 【経理の状況】 .....	26
1 【中間連結財務諸表等】 .....	27
2 【中間財務諸表等】 .....	73
第6 【提出会社の参考情報】 .....	84
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	85
中間監査報告書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月25日

【中間会計期間】 第2期中(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

【会社名】 J.フロント リテイリング株式会社

【英訳名】 J. FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者 奥 田 務

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 業務本部 財務部長 小 澤 雅

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目1番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 業務本部 財務部長 小 澤 雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第一部 【企業情報】

## 第 1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第 2 期中	第 1 期
会計期間	自 平成20年 3 月 1 日 至 平成20年 8 月 31 日	自 平成19年 3 月 1 日 至 平成20年 2 月 29 日
売上高 (百万円)	553,372	1,016,402
経常利益 (百万円)	14,667	39,812
中間(当期)純利益 (百万円)	4,506	20,538
純資産額 (百万円)	315,873	315,854
総資産額 (百万円)	797,147	805,375
1株当たり純資産額 (円)	582.23	581.97
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	8.52	45.74
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	8.52	45.69
自己資本比率 (%)	38.6	38.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	21,546	27,796
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,740	5,792
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△13,384	△39,309
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	35,405	34,944
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	9,596 〔7,623〕	9,697 〔7,827〕

- (注) 1 提出会社の設立は、平成19年9月3日であるため、前中間連結会計期間の連結経営指標等は記載しておりません。
- 2 第1期の連結財務諸表は、完全子会社となった株式会社大丸の連結財務諸表を引き継ぎ、期首に設立したものとみなして作成しております。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第2期中	第1期
会計期間		自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	自 平成19年9月3日 至 平成20年2月29日
営業収益	(百万円)	5,923	7,653
経常利益	(百万円)	3,202	5,753
中間(当期)純利益	(百万円)	3,254	5,906
資本金	(百万円)	30,000	30,000
発行済株式総数	(株)	536,238,328	536,238,328
純資産額	(百万円)	278,877	278,243
総資産額	(百万円)	305,811	294,781
1株当たり配当額	(円)	4.50	4.50
自己資本比率	(%)	91.2	94.3
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	299 〔18〕	194 〔4〕

(注) 1 提出会社の設立は平成19年9月3日であるため、前中間会計期間の経営指標等は記載していません。

2 第1期の事業年度は平成19年9月3日から平成20年2月29日であります。

3 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

4 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

5 第1期の1株当たり配当額4円50銭には、記念配当50銭を含んでおります。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	6,930 [4,048]
スーパーマーケット業	1,094 [2,312]
卸売業	233 [83]
その他事業	1,339 [1,180]
合計	9,596 [7,623]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の中間連結会計期間における平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年8月31日現在

従業員数(名)	299 [18]
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。  
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の中間会計期間における平均雇用人員であります。  
3 従業員数が前事業年度に比べ105名増加しております。これは主に、連結子会社である㈱大丸、㈱松坂屋の本社機能を当社に集約したことによります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには、大丸グループ労働組合連合会及び松坂屋グループ労働組合連合会があり、日本サービス・流通労働組合連合(JSD)に加盟しております。

会社と組合との関係は、相互信頼に基づき良好であり、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

提出会社は、平成19年9月3日に株式会社大丸及び株式会社松坂屋の完全親会社として設立されており、前年同期比については、当中間連結会計期間が中間連結財務諸表の作成初年度のため、記載しておりません。

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間の日本経済は、米国経済の減速、原油高などを背景に輸出・生産が弱含みとなり、雇用・所得環境が厳しさを増すなか個人消費も伸び悩むなど、停滞色が強まりました。

百貨店業界では、業種・業態を超えた競争の激化に加え、消費者の購買意識の変化や節約志向の高まりなどから、売上高が前年実績を下回る状況が続きました。

このような状況のなか、当社はグループビジョンである「百貨店事業を核とした、質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位確立」を目指し、3期9ヵ年の中長期プラン「フロンティア21」（2008～2016年度）《第1期（2008～2010年度）「成長基盤の充実と整備」、第2期（2011～2013年度）「飛躍的成長」、第3期（2014～2016年度）「新たな事業展開による拡大・再成長」》を策定いたしました。

第1期のスタートである当中間期の「成長基盤の充実と整備」の取り組みとしましては、マーケティング・商品企画・営業企画などの政策立案機能や、財務・人事・広報などの本社機能を一元化したほか、業務運営の全ての基礎となる情報システムの統合を進め、計画どおり9月に完了させました。加えて、大丸・松坂屋のカード顧客の利便性向上のため、両社のカード利用の共通化を行いました。また、松坂屋では大丸のノウハウを順次導入し、売場運営の標準化や要員の効率的配置を中心とした「営業改革」に取り組み、先行する大丸では仕入機能と販売サービス機能の高度化を狙いとした「第2次営業改革」の深耕に引き続き取り組んでまいりました。関連事業の1業種1社体制へ向けた再編・統合については、9月にスーパーマーケット事業4社、建装事業4社、人材派遣事業2社をそれぞれ1社に統合し、新たな体制での取り組みをスタートさせました。

一方、将来の成長に向けた取り組みとしましては、2011年春の梅田店増床オープンに向けた具体的な店づくり計画の策定を進めたほか、銀座六丁目地区再開発計画では、都市計画提案に向けて地元並びに関係機関との協議を進め、当社グループの象徴となるフラッグシップストアの構築を目指し事業プランの策定に取り組んでおります。また、浜松出店及び名古屋栄角地の再開発計画につきましても、早期実現を目指し、関係者間で協議を進めております。

なお、将来のグループ全体の収益構造や事業展開のあり方を見据えるなか、一層の経営基盤強化を図るため、横浜松坂屋と今治大丸の店舗閉鎖を決定いたしました。（店舗閉鎖日：横浜松坂屋 10月26日、今治大丸 12月末日（予定））

また、厳しい環境下での重要な経営課題であるローコスト化に向けた取り組みにつきましては、「業務手順の統一」「働き方の見直し」など大丸で培ったノウハウを松坂屋へ導入するとともに、両社で「一括発注の拡大」「施設の効率的活用」を進めるなど、一層のコスト効率向上を図ってまいりました。あわせて、松坂屋の経理・給与事務などの処理業務を当社の子会社である株式会社JFRオフィスサポートへ集約するなど、業務のシェアードサービス化を進めてまいりました。

人的生産性と企業活力の向上を目指した取り組みとしましては、本社機能の統合や営業改革の推進などにより少数精鋭化を進めております。また、社員一人ひとりの役割・職務と成果・貢献に応じた公正処遇を実現し意欲を高めるため、松坂屋の人事制度を大丸と同様の職務型制度へ改正、9月に移行いたしました。なお、人心の融合や人材の有効活用に向けては、経営統合時から実施している人材交流を9月にも拡大いたしております。

以上のような経営の諸施策を実施いたしましたものの、消費を取り巻く環境が一段と厳しさを増したこともあり、当中間連結会計期間の売上高は5,533億72百万円となり、また、損益面におきましても、販売費及び一般管理費の効率化に取り組みましたが、営業利益は146億47百万円、経常利益は146億67百万円、中間純利益は45億6百万円となりました。

なお、中間配当金につきましては、期初の予想どおり1株につき4円50銭とさせていただきます。

事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### 百貨店事業

百貨店事業につきましては、「フロンティア21」第1期のスタートとして、営業力・収益力強化のための基盤の充実と整備に取り組んでまいりました。当中間期は、「マーケット対応力の強化」「販売・サービス力の強化」「全国400万人超のカード顧客基盤の有効活用」「首都圏におけるプレゼンス向上」を重点施策として、これらへの取り組みを開始いたしました。

「マーケット対応力の強化」については、大丸・松坂屋のマーケティング機能を一元化したマーケティング企画推進室を新設するとともに、商品、顧客及び会計を中心とする経営情報システムを統合し、多様化し高度化するお客さまの変化に対応する基盤づくりに取り組みました。

「販売・サービス力の強化」については、大丸がこれまで培ってきた、お客さまに支持される販売員を養成するためのインストラクターである「サービス教育担当」の仕組みを松坂屋にも導入し、サービスの向上に取り組ましました。

「カード顧客基盤の有効活用」については、利便性の向上によるカード会員のさらなる拡大を目指し、「DAIMARU CARD」と仕様を共通化した新クレジットカード「マツザカヤカード」を発行いたしました。これにより大丸・松坂屋のカード会員様は両社のいずれの店舗においても同じポイントサービスをご利用いただけるようになりました。今後はお買上情報を分析し活用することで、お客さまとのきめ細やかなコミュニケーションやニーズにあった品揃えを実現してまいります。

「首都圏におけるプレゼンス向上」を目指した取り組みでは、首都圏百貨店3店舗（大丸東京店、松坂屋上野店、同銀座店）初の共同イベント「夏の食品祭」を開催したほか、首都圏におけるカード会員獲得のための専任チームを編成し、各店と連動してカード会員開拓を行いました。また、周辺環境の変化に対応するべく銀座店の婦人雑貨・食品を中心としたリニューアルを実施し、9月23日にオープンいたしました。



以上の重点施策に加え、営業改革については、松坂屋では3月から名古屋店、上野店、静岡店の全売場で取り組みを開始し、これら店舗における業務の標準化と集約を進め、販売専心体制の確立と店頭販売力の強化に取り組みました。さらに、9月には同様の取り組みを全店舗に拡大展開いたしました。一方、大丸では「第2次営業改革」の検証を進め、高効率で収益性の高い新しい百貨店ビジネスモデルの構築に取り組みました。このほか、9月に松坂屋高槻店の外商部門を大丸心斎橋店へ移管統合し、外商営業力の強化と効率化を図りました。

以上のような施策に取り組んでまいりましたものの、当中間期の百貨店事業の売上高は、4,209億99百万円、また営業利益は、販売費及び一般管理費の効率化に取り組みましたが、113億11百万円となりました。

#### スーパーマーケット事業

株式会社大丸ピーコック、株式会社松坂屋ストアをはじめとするスーパーマーケット事業4社は、9月の経営統合に向け、主要店舗の店長人材交流、POSをはじめとする情報システムの統合、及び仕入れルートの共通化や事務部門の業務見直しによる本社・本部の効率化等の準備を進めてまいりました。また、首都圏を中心に新業態の都市型小型店舗「エクセ ピーコック」を新規展開するとともに、都心店舗の大規模改装を行うなど事業拡大に努めてまいりました。

このような諸施策の実施に加え、「食の安全・安心」をキーワードにPB商品の開発及び商品調達力の強化によるMD力の向上、さらには商品管理の徹底など業務オペレーションの精度アップに取り組みましたが、消費者の節約志向や建て替えによる大型店舗閉鎖の影響もあり、スーパーマーケット事業の売上高は654億36百万円、営業利益は6億37百万円となりました。

#### 卸売事業

大丸興業株式会社は、既存事業において提案型営業を積極展開し、新規商材の開発にも努めましたが、市場環境の悪化もあり、産業資材、アパレルなどの分野が低調に推移した結果、売上高は437億33百万円となりました。しかしながら、収益構造の改善に努めるとともに、営業事務をはじめとする業務オペレーションの標準化・集約化及び経費の効率的な活用により販売費及び一般管理費の削減を図った結果、営業利益は17億46百万円となりました。

#### その他事業

その他事業では、それぞれの事業分野で競争力と収益力強化に取り組んでまいりましたものの、建装事業の株式会社大丸装工の減収もあり、売上高は467億90百万円となりました。また、販売費及び一般管理費の圧縮に努めましたが、クレジット事業のJFRカード株式会社が、マツザカヤカード発行に伴う一時的な費用負担増から大幅な減益となり、営業利益は12億4百万円となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」は売上債権の減少や仕入債務の増加により215億46百万円の収入となりました。一方、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は主に固定資産の取得により77億40百万円の支出となり、「財務活動によるキャッシュ・フロー」は主に借入金の返済により133億84百万円の支出となりました。

この結果、「現金及び現金同等物」の当中間連結会計期間末残高は、対前期末比4億61百万円増加の354億5百万円、有利子負債残高は対前期末比106億85百万円減少の923億57百万円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	生産高(百万円)
その他事業	606

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 上記以外の事業の種類別セグメントについては該当事項はありません。  
3 前年同期比につきましては、当社の設立が平成19年9月3日のため、記載しておりません。

### (2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	受注高(百万円)
その他事業	11,813

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 上記以外の事業の種類別セグメントについては該当事項はありません。  
3 前年同期比につきましては、当社の設立が平成19年9月3日のため、記載しておりません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	販売高(百万円)
百貨店業	420,999
スーパーマーケット業	65,436
卸売業	43,733
その他事業	46,790
計	576,959
消去	△23,587
合計	553,372

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 前年同期比につきましては、当社の設立が平成19年9月3日のため、記載しておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### 4 【経営上の重要な契約等】

(1)株式会社大丸ピーコックを存続会社として株式会社松坂屋ストア、株式会社横浜松坂屋ストア並びに野沢商事株式会社の合併を平成20年9月1日付で実施しております。なお、株式会社大丸ピーコックは商号を株式会社ピーコックストアに変更いたしました。

当該合併の詳細については、「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

(2)株式会社大丸装工を存続会社として松坂屋誠工株式会社、日本リフェクス株式会社並びに株式会社大丸木工の合併を平成20年9月1日付で実施しております。なお、株式会社大丸装工は商号を株式会社J.フロント建装に変更いたしました。

当該合併の詳細については、「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

(3)株式会社ディンプルを存続会社として株式会社大丸セールスアソシエーツの合併を平成20年9月1日付で実施しております。

当該合併の詳細については、「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

### 5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結年度末に計画した重要な設備の新設、除却等についての重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	536,238,328	536,238,328	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	536,238,328	536,238,328	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

- ① 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸が平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日(平成14年5月23日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	100(注1)	100(注1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	140,000	140,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり 404	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成24年5月23日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 404 当社普通株式1株資本組入額 202	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本均等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日(平成15年5月22日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	85(注1)	85(注1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	119,000	119,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり 317	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成25年5月22日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 317 当社普通株式1株の資本組入額 159	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、 権利行使時においても、当社または当 社の子会社の取締役、監査役、執行役 員もしくは従業員の地位にあることを 要する。ただし、任期満了による退 任、死亡、定年退職その他正当な理由 のある場合には、その地位喪失の時か ら2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新 株予約権被付与者との間で個別に締結 する「新株予約権割当契約」に記載す るものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。



② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。))は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本均等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日(平成16年5月27日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	220(注1)	220(注1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	308,000	308,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり 699	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成26年5月27日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 699 当社普通株式1株の資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、 権利行使時においても、当社または当 社の子会社の取締役、監査役、執行役 員もしくは従業員の状態にあることを 要する。ただし、任期満了による退 任、死亡、定年退職その他正当な理由 のある場合には、その地位喪失の時か ら2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新 株予約権被付与者との間で個別に締結 する「新株予約権割当契約」に記載す るものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。))は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本均等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日(平成17年5月26日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	240(注1)	240(注1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	336,000	336,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり 691	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成27年5月26日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 691 当社普通株式1株の資本組入額 345	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、 権利行使時においても、当社または当 社の子会社の取締役、監査役、執行役 員もしくは従業員に地位にあることを 要する。ただし、任期満了による退 任、死亡、定年退職その他正当な理由 のある場合には、その地位喪失の時か ら2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新 株予約権被付与者との間で個別に締結 する「新株予約権割当契約」に記載す るものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本均等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- ② 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条、第239条、第361条第1項第3号及び第387条第1項の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日(平成18年5月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	56(注1)	56(注1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	56,000	56,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成38年7月14日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 1 当社普通株式1株の資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本均等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
- (2) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
新株予約権1個につき、(1)記載の再編成対象会社の株式1,000株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各種新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権と同じとする。

- ③ 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日(平成18年5月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成20年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	300(注1)	300(注1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	300,000	300,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり 794	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日から 平成24年7月14日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 794 当社普通株式1株の資本組入額 (注4)	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者がその有する新株予約 権を放棄した場合には行使できないも のとする。 2 新株予約権者がその有する募集新株 予約権を放棄した場合には行使できな いものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の額の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。



- 3 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換される証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本均等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年7月15日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成24年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各種新株予約権を譲渡については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年8月31日	—	536,238	—	30,000	—	7,500

(5) 【大株主の状況】

平成20年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	28,906	5.39
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	21,200	3.95
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	20,707	3.86
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	17,903	3.33
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	14,579	2.71
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,034	2.43
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	11,564	2.15
モルガンスタンレーアンド カンパニーインク	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	9,382	1.74
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	8,369	1.56
大丸共栄持株会	大阪市中央区南船場4丁目4番10号	8,207	1.53
計		153,854	28.69

- (注) 1 大丸共栄持株会は株式会社大丸の取引先企業で構成されている持株会であります。  
2 上記のほか、自己株式が7,484千株あり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.39%であります。

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成20年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,484,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 513,981,000	513,981	—
単元未満株式	普通株式 14,773,328	—	—
発行済株式総数	536,238,328	—	—
総株主の議決権	—	513,981	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、36,000株(議決権36個)含まれております。

2 単元未満株式数には、当社所有の自己株式391株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) J.フロント リテイリング 株式会社	東京都中央区銀座 六丁目10番1号	7,484,000	—	7,484,000	1.39
計		7,484,000	—	7,484,000	1.39

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	713	761	725	708	595	612
最低(円)	514	628	647	544	518	541

(注) 株価は、東京証券取引市場第1部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (3) 当中間連結会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)は、当社の設立が平成19年9月3日であり、初めて中間連結財務諸表を作成しているため、以下に掲げる中間連結財務諸表については前中間連結会計期間、中間財務諸表については前中間会計期間との対比は行っておりません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)及び当中間会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		37,963		37,562	
2 受取手形及び売掛金	※6	71,623		74,311	
3 有価証券		1,114		1,531	
4 たな卸資産		43,135		45,154	
5 繰延税金資産		10,835		10,349	
6 その他		25,276		25,400	
貸倒引当金		△724		△784	
流動資産合計		189,225	23.7	193,525	24.0
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1				
(1) 建物及び構築物	※2	131,213		133,810	
(2) 土地	※2	334,402		335,025	
(3) 建設仮勘定		777		1,047	
(4) その他		2,715		2,904	
有形固定資産合計		469,109	58.9	472,788	58.7
2 無形固定資産					
その他		19,897		20,423	
無形固定資産合計		19,897	2.5	20,423	2.6
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※2,3	44,019		48,416	
(2) 長期貸付金		1,158		1,205	
(3) 敷金及び保証金		50,176		47,362	
(4) 繰延税金資産		9,896		10,008	
(5) その他		15,619		13,488	
貸倒引当金		△1,957		△1,843	
投資その他の資産合計		118,914	14.9	118,636	14.7
固定資産合計		607,921	76.3	611,849	76.0
資産合計		797,147	100.0	805,375	100.0

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形及び買掛金	※6	94,780		89,956	
2 短期借入金	※2	38,861		47,968	
3 1年内償還予定の社債		5,000		—	
4 未払法人税等		3,922		11,314	
5 前受金		30,416		30,319	
6 商品券		37,510		36,844	
7 賞与引当金		6,531		6,216	
8 役員賞与引当金		—		263	
9 販売促進引当金		1,495		1,999	
10 商品券等回収損失引当金		6,842		5,975	
11 事業整理損失引当金		4,030		—	
12 その他		51,116		47,400	
流動負債合計		280,506	35.2	278,259	34.6
II 固定負債					
1 社債		14,000		19,000	
2 長期借入金	※2	34,495		36,073	
3 繰延税金負債		101,220		101,919	
4 再評価に係る繰延税金負債		1,518		1,518	
5 退職給付引当金		35,346		36,143	
6 役員退職慰労引当金		62		206	
7 負ののれん		9,250		10,502	
8 その他		4,873		5,896	
固定負債合計		200,767	25.2	211,260	26.2
負債合計		481,273	60.4	489,520	60.8
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		30,000		30,000	
2 資本剰余金		209,751		209,787	
3 利益剰余金		75,026		72,938	
4 自己株式		△6,152		△5,973	
株主資本合計		308,625	38.7	306,753	38.1
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		△875		1,098	
2 繰延ヘッジ損益		7		△29	
評価・換算差額等合計		△868	△0.1	1,069	0.1
III 新株予約権		130	0.0	136	0.0
IV 少数株主持分		7,986	1.0	7,895	1.0
純資産合計		315,873	39.6	315,854	39.2
負債純資産合計		797,147	100.0	805,375	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高					
1 商品売上高		551,194		1,013,221	
2 不動産賃貸収入		2,178	553,372	3,181	1,016,402
II 売上原価					
1 商品売上原価		415,712		763,698	
2 不動産賃貸原価		874	416,587	1,403	765,101
売上総利益			136,784		251,301
III 販売費及び一般管理費					
1 広告宣伝費		15,324		29,056	
2 販売促進引当金繰入額		1,495		1,999	
3 貸倒引当金繰入額		336		351	
4 役員報酬及び給料手当		33,348		61,795	
5 賞与引当金繰入額		6,403		6,152	
6 役員賞与引当金繰入額		—		263	
7 退職給付費用		1,805		1,972	
8 役員退職慰労引当金繰入額		10		24	
9 福利厚生費		7,288		12,635	
10 減価償却費		6,396		10,922	
11 賃借料		13,531		24,543	
12 作業費		7,435		13,967	
13 その他		28,761	122,137	47,898	211,583
営業利益			14,647		39,717
IV 営業外収益					
1 受取利息		132		270	
2 受取配当金		446		372	
3 債務勘定整理益		1,716		2,447	
4 負ののれん償却額		1,173		1,199	
5 持分法による投資利益		24		158	
6 その他		680	4,173	1,228	5,676
V 営業外費用					
1 支払利息		854		1,543	
2 固定資産除却損		55		376	
3 商品券等回収損失引当金繰入額		2,033		2,030	
4 その他		1,208	4,152	1,631	5,582
経常利益			14,667		39,812

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
VI 特別利益					
1 固定資産売却益	※1	—		3,827	
2 投資有価証券売却益		1,305		32	
3 移転補償金		—		2,083	
4 その他		—	1,305	182	6,126
					0.6
VII 特別損失					
1 固定資産売却損	※2	—		274	
2 固定資産処分損	※3	648		3,900	
3 投資有価証券評価損		173		362	
4 関係会社株式評価損		—		100	
5 関係会社株式売却損		28		—	
6 減損損失	※4	177		2,078	
7 事業整理損	※5	5,861		—	
8 統合関連費用		510		—	
9 商品券等回収損失 引当金繰入額		—		2,572	
10 販売促進引当金繰入額		—		407	
11 新設店舗開設前費用		—		352	
12 店舗移転費用		—		229	
13 その他		304	7,705	346	10,624
					1.0
税金等調整前 中間(当期)純利益			8,268		35,314
					3.5
法人税、住民税 及び事業税		3,225		15,710	
法人税等調整額		224	3,450	△1,756	13,953
					1.4
少数株主利益			310		822
					0.1
中間(当期)純利益			4,506		20,538
					2.0



③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年2月29日残高(百万円)	30,000	209,787	72,938	△5,973	306,753
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,380		△2,380
中間純利益			4,506		4,506
自己株式の取得				△295	△295
自己株式の処分		△36		116	80
持分法適用関連会社の減少			△38		△38
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△36	2,087	△179	1,871
平成20年8月31日残高(百万円)	30,000	209,751	75,026	△6,152	308,625

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計			
平成20年2月29日残高(百万円)	1,098	△29	1,069	136	7,895	315,854
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△2,380
中間純利益						4,506
自己株式の取得						△295
自己株式の処分						80
持分法適用関連会社の減少						△38
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,974	36	△1,937	△5	91	△1,852
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,974	36	△1,937	△5	91	19
平成20年8月31日残高(百万円)	△875	7	△868	130	7,986	315,873

前連結会計年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日残高(百万円)	20,283	23,184	60,982	△5,493	98,956
連結会計年度中の変動額					
株式移転による変動額	9,716	185,921			195,638
剰余金の配当			△3,745		△3,745
当期純利益			20,538		20,538
自己株式の取得		682		△5,448	△4,766
自己株式の処分		△0	△2	135	132
自己株式の消却			△4,834	4,834	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	9,716	186,603	11,956	△479	207,797
平成20年2月29日残高(百万円)	30,000	209,787	72,938	△5,973	306,753

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計			
平成19年2月28日残高(百万円)	6,561	△1	6,560	—	3,791	109,308
連結会計年度中の変動額						
株式移転による変動額						195,638
剰余金の配当						△3,745
当期純利益						20,538
自己株式の取得						△4,766
自己株式の処分						132
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△5,462	△28	△5,491	136	4,103	△1,251
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△5,462	△28	△5,491	136	4,103	206,545
平成20年2月29日残高(百万円)	1,098	△29	1,069	136	7,895	315,854

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1 税金等調整前中間(当期)純利益		8,268	35,314
2 減価償却費		6,643	11,301
3 減損損失		2,000	2,078
4 負ののれん償却額		△1,173	△1,199
5 貸倒引当金の増減額		53	30
6 賞与引当金の増減額		50	133
7 退職給付引当金の増減額		△679	△3,606
8 販売促進引当金の増減額		△503	118
9 商品券等回収損失引当金の増減額		866	5,975
10 事業整理損失引当金の増減額		4,030	—
11 受取利息及び受取配当金		△578	△643
12 支払利息		854	1,543
13 持分法による投資利益		△24	△158
14 固定資産売却益		—	△3,827
15 固定資産売却損		—	274
16 固定資産処分損		648	3,900
17 投資有価証券売却益		△1,305	△32
18 投資有価証券評価損		173	362
19 関係会社株式評価損		—	100
20 売上債権の増減額		2,628	3,854
21 たな卸資産の増減額		2,019	△488
22 仕入債務の増減額		4,830	△2,012
23 その他		2,582	△9,440
小計		31,384	43,579
24 利息及び配当金の受取額		593	738
25 利息の支払額		△862	△1,594
26 法人税等の支払額		△9,569	△14,927
営業活動によるキャッシュ・フロー		21,546	27,796
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1 有価証券及び投資有価証券の取得による支出		△1,083	△407
2 有価証券及び投資有価証券の売却による収入		3,801	416
3 有形及び無形固定資産の取得による支出		△7,297	△16,122
4 有形及び無形固定資産の売却による収入		21	21,322
5 長期貸付けによる支出		△6	△23
6 長期貸付金の回収による収入		57	156
7 短期貸付金の増減額		199	327
8 敷金及び保証金の差入による支出		△4,788	—
9 敷金及び保証金の回収による収入		883	—
10 その他		472	122
投資活動によるキャッシュ・フロー		△7,740	5,792

		当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の純増減額		7,581	△15,889
2 長期借入れによる収入		500	8,499
3 長期借入金の返済による支出		△18,766	△14,007
4 社債の償還による支出		—	△13,500
5 自己株式の取得による支出		△290	△752
6 配当金の支払額		△2,382	△3,722
7 少数株主への配当金の支払額		△94	△68
8 その他		68	132
財務活動によるキャッシュ・フロー		△13,384	△39,309
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		38	△73
V 現金及び現金同等物の増減額		461	△5,794
VI 現金及び現金同等物の期首残高		34,944	33,103
VII 株式移転による現金及び現金同等物の増加額		—	7,634
VIII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※1	35,405	34,944

中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 36社            主な連結子会社名は (株)大丸、(株)松坂屋、(株)博多大丸、(株)大丸ピーコック、大丸興業(株)であります。            なお、前連結会計年度まで連結子会社であった(株)東都運搬社は、所有全株式の売却に伴い当中間連結会計期間から連結の範囲から除外しておりますが、損益計算書については当中間連結会計期間末まで連結しております。また(株)龍泉は、当中間連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 主な非連結子会社は、博多大丸友の会(株)、(株)博多大丸カードサービスであります。            なお、非連結子会社は、総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金等の観点からみていずれもそれぞれ小規模であり、非連結子会社の総資産合計、売上高合計、持分に見合う中間純損益合計及び利益剰余金合計は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 38社            連結子会社は、「企業集団の状況」に記載しているため省略いたしました。            なお、連結子会社であった(株)モードアトリエ及び(株)レックファイナンスは、当連結会計年度において清算したため、清算時までの損益計算書を連結しております。</p> <p>(2) 主な非連結子会社は、博多大丸友の会(株)、(株)博多大丸カードサービスであります。            なお、非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみていずれもそれぞれ小規模であり、非連結子会社の総資産合計、売上高合計、持分に見合う当期純損益合計及び利益剰余金合計は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した関連会社は5社であり、(株)心斎橋共同センタービルディング、八重洲地下街(株)、(株)白青舎、(株)J P ロジサービス、若宮大通駐車場(株)であります。            なお、栄リネンサプライ(株)は株式の一部売却に伴い当中間連結会計期間から持分法適用関連会社から除外いたしました。</p> <p>(2) 持分法を適用しない主な非連結子会社及び関連会社は、博多大丸友の会(株)、(株)博多大丸カードサービスであります。            なお、持分法非適用会社はいずれも中間連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法を適用しておりません。</p>	<p>(1) 持分法を適用した関連会社は6社であり、(株)心斎橋共同センタービルディング、八重洲地下街(株)、(株)白青舎、(株)J P ロジサービス、栄リネンサプライ(株)、若宮大通駐車場(株)であります。</p> <p>(2) 持分法を適用しない主な非連結子会社及び関連会社は、博多大丸友の会(株)、(株)博多大丸カードサービスであります。            なお、持分法非適用会社はいずれも連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法を適用しておりません。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社のうち、(株)エンゼルパークは、決算日を6月30日に変更したことに伴い、中間連結財務諸表の作成にあたっては、6月30日を決算日とする6ヶ月間の財務諸表を使用しております。ただし、中間決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社のうち、(株)エンゼルパークの決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>① 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          当中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)          時価のないもの          移動平均法による原価法          なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② デリバティブ          時価法</p> <p>③ たな卸資産          主として売価還元法による原価法</p>	<p>① 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)          時価のないもの          移動平均法による原価法          なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② デリバティブ          時価法</p> <p>③ たな卸資産          主として売価還元法による原価法</p>
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産          建物及び構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法          なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。          建物及び構築物 3～50年          その他 2～20年</p> <p>(会計処理の変更)          従来一部の子会社は、建物のうち建物付属設備及び構築物の減価償却の方法は、定率法を採用していましたが、当中間連結会計期間より定額法に変更いたしました。</p>	<p>① 有形固定資産          建物及び構築物は主として定額法、その他の有形固定資産は主として定率法          なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。          建物及び構築物 3～50年          その他 2～20年</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p>	<p>これは、平成19年9月3日の経営統合に伴う当社グループの情報システムの統合を機に、建物付属設備及び構築物の減価償却の方法の統一について検討した結果、当社グループは定額法が多数を占めること及び同資産は長期安定的に使用され、使用期間を通じて収益性を大きく左右しないことから、定額法に統一することがより望ましいと判断したためであります。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業費が618百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益がそれぞれ618百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて営業費が389百万円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益がそれぞれ389百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p>	<p>———</p> <p>———</p> <p>② 無形固定資産 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 創立費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 なお、役員に対する賞与は、通期の業績を基礎として算定しており、中間連結会計期間において合理的に見積もることが困難なため、計上していません。</p> <p>④ 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度により発行されたポイントお買物券の未引換額に対し、過去の回収実績率に基づく将来の利用見込額及びカードの切替に伴う将来の利用見込額を計上しております。</p> <p>⑤ 商品券等回収損失引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p> <p>⑥ 事業整理損失引当金 関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、所要額を計上しております。</p> <p>⑦ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年から13年)による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。 また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年から13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑧ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末支給額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>④ 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度により発行されたポイントお買物券の未引換額に対し、過去の回収実績率に基づく将来の利用見込額及びカードの切替に伴う将来の利用見込額を計上しております。</p> <p>⑤ 商品券等回収損失引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p> <p>⑦ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年から13年)による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。 また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年から13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑧ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>



項目	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
(6) 重要なリース取引の処理方法	<p>なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
(7) 重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 為替予約取引、金利スワップ取引及び金利キャップ取引</p> <p>ヘッジ対象 外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>当社グループのリスク管理方法に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎連結会計年度末(中間連結会計期間末を含む)に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 為替予約取引、金利スワップ取引及び金利キャップ取引</p> <p>ヘッジ対象 外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>当社グループのリスク管理方法に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎連結会計年度末(中間連結会計期間末を含む)に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。</p>
(8) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法を採用しております。	連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法を採用しております。
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは発生以後5年間で均等償却しており、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。	のれんは発生以後5年間で均等償却しており、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。
7 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資について、現金及び現金同等物の範囲としております。	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資について、現金及び現金同等物の範囲としております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末 (平成20年2月29日)
<p>※1 下記については直接控除して表示しております。</p> <p>減価償却累計額 有形固定資産 227,593百万円</p>	<p>※1 下記については直接控除して表示してしております。</p> <p>減価償却累計額 有形固定資産 224,190百万円</p>
<p>※2 担保に供している資産</p> <p>建物及び構築物 15,898百万円 土地 17,558百万円 投資有価証券 915百万円</p> <hr/> <p>計 34,372百万円</p> <p>上記は、短期借入金4,409百万円及び長期借入金12,313百万円他の担保に供しております。</p>	<p>※2 担保に供している資産</p> <p>建物及び構築物 16,352百万円 土地 17,725百万円 投資有価証券 947百万円</p> <hr/> <p>計 35,025百万円</p> <p>上記は、短期借入金2,970百万円及び長期借入金13,715百万円他の担保に供しております。</p>
<p>※3 非連結子会社及び関連会社に係る注記 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>投資その他の資産 株式 3,638百万円</p>	<p>※3 非連結子会社及び関連会社に係る注記 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>投資その他の資産 株式 3,834百万円</p>
<p>4 保証債務</p> <p>従業員住宅他 101百万円 融資の保証 (株)S D S企画(株)下関大丸の子会社)銀行借入保証及びリース契約保証 125百万円</p> <hr/> <p>計 227百万円</p>	<p>4 保証債務</p> <p>(株)大丸従業員住宅他 80百万円 融資の保証 (株)松坂屋従業員住宅融資金の保証 13百万円 (株)S D S企画(株)下関大丸の子会社)銀行借入保証及びリース契約保証 439百万円</p> <hr/> <p>計 533百万円</p>
<p>5 債権流動化に伴う受取手形未決済残高 1,810百万円</p>	<p>5 債権流動化に伴う受取手形未決済残高 1,934百万円</p>
<p>※6 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当中間連結会計期間末日の残高に含まれております。</p> <p>受取手形 262百万円 支払手形 7百万円</p>	<p>—————</p>

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)				前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)			
				※1 固定資産売却益の内訳			
				土地 3,827百万円			
				※2 固定資産売却損の内訳			
				建物 206百万円			
				土地 67百万円			
				計 274百万円			
※3 固定資産処分損の内訳				※3 固定資産処分損の内訳			
建物及び構築物 349百万円				建物及び構築物 3,274百万円			
取り壊し費用 22百万円				取り壊し費用 609百万円			
その他 275百万円				その他 15百万円			
計 648百万円				計 3,900百万円			
※4 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。				※4 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。			
場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
㈱DHJ (東京都港区等)	店舗等	建物 その他	177	㈱大丸ピーコック (東京都世田谷区等)	店舗等	建物 その他	1,886
		合計	177	㈱レストランピーコック (静岡県浜松市等)	店舗等	建物 その他	166
				㈱松坂屋ストア (愛知県名古屋市等)	店舗等	建物 その他	25
						合計	2,078
<p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。</p> <p>このうち、建物その他について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失177百万円として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、使用価値を使用しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロと評価しております。</p>				<p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。</p> <p>このうち、建物その他について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2,078百万円として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、使用価値を使用しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロと評価しております。</p>			

当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)																
<p>※5 関係会社の事業整理を決定したことに伴い、当中間連結会計期間において事業整理損を計上しております。なお、事業整理損の内訳は次のとおりであります。</p>																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(株)横浜松坂屋</td> <td style="text-align: right;">3,087百万円</td> </tr> <tr> <td>  内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    事業整理損失引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,680百万円</td> </tr> <tr> <td>    減損損失</td> <td style="text-align: right;">397百万円</td> </tr> <tr> <td>    その他</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,087百万円</td> </tr> </table>	(株)横浜松坂屋	3,087百万円	内訳		事業整理損失引当金繰入額	2,680百万円	減損損失	397百万円	その他	9百万円	計	3,087百万円					
(株)横浜松坂屋	3,087百万円																
内訳																	
事業整理損失引当金繰入額	2,680百万円																
減損損失	397百万円																
その他	9百万円																
計	3,087百万円																
減損損失																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">場 所</th> <th style="width: 15%;">用 途</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 45%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)横浜松坂屋 (横浜市中区)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 その他</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>397</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	(株)横浜松坂屋 (横浜市中区)	店舗等	建物 その他	397			合計	397					
場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)														
(株)横浜松坂屋 (横浜市中区)	店舗等	建物 その他	397														
		合計	397														
<p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。</p> <p>このうち、建物その他について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額である減損損失397百万円を事業整理損に含めて計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、使用価値を使用しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロと評価しております。</p>																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(株)今治大丸</td> <td style="text-align: right;">2,674百万円</td> </tr> <tr> <td>  内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    事業整理損失引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,250百万円</td> </tr> <tr> <td>    減損損失</td> <td style="text-align: right;">1,424百万円</td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,674百万円</td> </tr> </table>	(株)今治大丸	2,674百万円	内訳		事業整理損失引当金繰入額	1,250百万円	減損損失	1,424百万円	計	2,674百万円							
(株)今治大丸	2,674百万円																
内訳																	
事業整理損失引当金繰入額	1,250百万円																
減損損失	1,424百万円																
計	2,674百万円																
減損損失																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">場 所</th> <th style="width: 15%;">用 途</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 45%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)今治大丸 (愛媛県今治市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 その他</td> <td>967</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土地</td> <td>456</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>1,424</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	(株)今治大丸 (愛媛県今治市)	店舗等	建物 その他	967			土地	456			合計	1,424	
場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)														
(株)今治大丸 (愛媛県今治市)	店舗等	建物 その他	967														
		土地	456														
		合計	1,424														
<p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。</p> <p>このうち、建物その他及び土地について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額である減損損失1,424百万円を事業整理損に含めて計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、建物その他については、使用価値を使用しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。土地については、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による評価額を基準としております。</p>																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">J. フロント リテイリング(株)</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)大丸クレセールに対する 事業整理損失引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> </table>	J. フロント リテイリング(株)	100百万円	(株)大丸クレセールに対する 事業整理損失引当金繰入額	100百万円													
J. フロント リテイリング(株)	100百万円																
(株)大丸クレセールに対する 事業整理損失引当金繰入額	100百万円																

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	536,238,328	—	—	536,238,328

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	7,301,098	468,437	109,876	7,659,659

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 452,512株  
 持分法適用関連会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分 15,925株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 60,876株  
 ストック・オプション権利行使による減少 49,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	130

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月14日取締役会	普通株式	2,380	4.50	平成20年2月29日	平成20年5月1日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,379	4.50	平成20年8月31日	平成20年11月20日

前連結会計年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	270,830,356	271,707,972	6,300,000	536,238,328

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式移転による増加(株式会社大丸分) 105,812,142株

株式移転による増加(株式会社松坂屋分) 165,895,830株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

消却による減少 6,300,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,230,480	6,536,393	6,465,775	7,301,098

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式移転による増加(株式会社大丸分) 351,586株

株式移転による増加(株式会社松坂屋分) 5,901,821株

単元未満株式の買取による増加 280,572株

持分法適用関連会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分 2,414株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 85,775株

ストック・オプション権利行使による減少 80,000株

消却による減少 6,300,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	136	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月9日取締役会	株式会社大丸普通株式	1,582	6.00	平成19年2月28日	平成19年5月2日
平成19年10月15日取締役会	株式会社大丸普通株式	1,582	6.00	平成19年8月31日	平成19年11月20日
平成19年10月15日取締役会	株式会社松坂屋ホールディングス普通株式	580	3.50	平成19年8月31日	平成19年11月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,380	4.50	平成20年2月29日	平成20年5月1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">37,963百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△2,575百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物の中間期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35,405百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	37,963百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,575百万円	現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券	16百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高	35,405百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年2月29日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">37,562百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△2,635百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物の期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,944百万円</td> </tr> </table> <p>2 株式移転により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式会社松坂屋ホールディングス(平成19年9月3日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">50,649百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">406,600百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">99,389百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">151,367百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	37,562百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,635百万円	現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券	16百万円	現金及び現金同等物の期末残高	34,944百万円	流動資産	50,649百万円	固定資産	406,600百万円	流動負債	99,389百万円	固定負債	151,367百万円
現金及び預金勘定	37,963百万円																								
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,575百万円																								
現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券	16百万円																								
現金及び現金同等物の中間期末残高	35,405百万円																								
現金及び預金勘定	37,562百万円																								
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,635百万円																								
現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券	16百万円																								
現金及び現金同等物の期末残高	34,944百万円																								
流動資産	50,649百万円																								
固定資産	406,600百万円																								
流動負債	99,389百万円																								
固定負債	151,367百万円																								

## (リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)																																																		
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産・その他 (機械装置及び運搬具等)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">14,205百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">6,699百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">223百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">7,281百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">未経過リース料中間期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2,472百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">4,988百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">7,461百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">リース資産減損勘定残高 180百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,403百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,364百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額	14,205百万円	減価償却累計額相当額	6,699百万円	減損損失累計額相当額	223百万円	中間期末残高相当額	7,281百万円	未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	2,472百万円	1年超	4,988百万円	合計	7,461百万円	支払リース料	1,403百万円	リース資産減損勘定の取崩額	39百万円	減価償却費相当額	1,364百万円	減損損失	58百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産・その他 (機械装置及び運搬具等)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">15,927百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">8,218百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">178百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">7,529百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">5,189百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">7,690百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">リース資産減損勘定残高 160百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,322百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2,318百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">109百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">リース資産減損勘定の調整額(注)</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">(注) 従来、連結子会社からリースしていた物件をグループ外へ売却したこと等によるものであります。</p> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額	15,927百万円	減価償却累計額相当額	8,218百万円	減損損失累計額相当額	178百万円	期末残高相当額	7,529百万円	未経過リース料期末残高相当額		1年内	2,500百万円	1年超	5,189百万円	合計	7,690百万円	支払リース料	2,322百万円	リース資産減損勘定の取崩額	4百万円	減価償却費相当額	2,318百万円	減損損失	109百万円	リース資産減損勘定の調整額(注)	42百万円
取得価額相当額	14,205百万円																																																		
減価償却累計額相当額	6,699百万円																																																		
減損損失累計額相当額	223百万円																																																		
中間期末残高相当額	7,281百万円																																																		
未経過リース料中間期末残高相当額																																																			
1年内	2,472百万円																																																		
1年超	4,988百万円																																																		
合計	7,461百万円																																																		
支払リース料	1,403百万円																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	39百万円																																																		
減価償却費相当額	1,364百万円																																																		
減損損失	58百万円																																																		
取得価額相当額	15,927百万円																																																		
減価償却累計額相当額	8,218百万円																																																		
減損損失累計額相当額	178百万円																																																		
期末残高相当額	7,529百万円																																																		
未経過リース料期末残高相当額																																																			
1年内	2,500百万円																																																		
1年超	5,189百万円																																																		
合計	7,690百万円																																																		
支払リース料	2,322百万円																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	4百万円																																																		
減価償却費相当額	2,318百万円																																																		
減損損失	109百万円																																																		
リース資産減損勘定の調整額(注)	42百万円																																																		



当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)																																																								
<p>(2) 貸手側</p> <p>① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び 中間期末残高</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産・その他 (機械装置及び運搬具等)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取得価額</td> <td style="text-align: right;">1,292百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">675百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">616百万円</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">181百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">435百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>616百万円</u></td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の合計額が、営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、「受取利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">95百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">95百万円</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p style="padding-left: 20px;">未経過支払リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,517百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">27,618百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>31,135百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <p style="padding-left: 20px;">未経過受取リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">820百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">1,222百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,043百万円</u></td> </tr> </table>	取得価額	1,292百万円	減価償却累計額	675百万円	中間期末残高	616百万円	1年内	181百万円	1年超	435百万円	<u>合計</u>	<u>616百万円</u>	受取リース料	95百万円	減価償却費	95百万円	1年内	3,517百万円	1年超	27,618百万円	<u>合計</u>	<u>31,135百万円</u>	1年内	820百万円	1年超	1,222百万円	<u>合計</u>	<u>2,043百万円</u>	<p>(2) 貸手側</p> <p>① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び 期末残高</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産・その他 (機械装置及び運搬具等)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取得価額</td> <td style="text-align: right;">1,352百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">649百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">期末残高</td> <td style="text-align: right;">703百万円</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">187百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">515百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>703百万円</u></td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の合計額が、営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、「受取利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">188百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">188百万円</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p style="padding-left: 20px;">未経過支払リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,440百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">28,802百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>32,243百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <p style="padding-left: 20px;">未経過受取リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">708百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">707百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,415百万円</u></td> </tr> </table>	取得価額	1,352百万円	減価償却累計額	649百万円	期末残高	703百万円	1年内	187百万円	1年超	515百万円	<u>合計</u>	<u>703百万円</u>	受取リース料	188百万円	減価償却費	188百万円	1年内	3,440百万円	1年超	28,802百万円	<u>合計</u>	<u>32,243百万円</u>	1年内	708百万円	1年超	707百万円	<u>合計</u>	<u>1,415百万円</u>
取得価額	1,292百万円																																																								
減価償却累計額	675百万円																																																								
中間期末残高	616百万円																																																								
1年内	181百万円																																																								
1年超	435百万円																																																								
<u>合計</u>	<u>616百万円</u>																																																								
受取リース料	95百万円																																																								
減価償却費	95百万円																																																								
1年内	3,517百万円																																																								
1年超	27,618百万円																																																								
<u>合計</u>	<u>31,135百万円</u>																																																								
1年内	820百万円																																																								
1年超	1,222百万円																																																								
<u>合計</u>	<u>2,043百万円</u>																																																								
取得価額	1,352百万円																																																								
減価償却累計額	649百万円																																																								
期末残高	703百万円																																																								
1年内	187百万円																																																								
1年超	515百万円																																																								
<u>合計</u>	<u>703百万円</u>																																																								
受取リース料	188百万円																																																								
減価償却費	188百万円																																																								
1年内	3,440百万円																																																								
1年超	28,802百万円																																																								
<u>合計</u>	<u>32,243百万円</u>																																																								
1年内	708百万円																																																								
1年超	707百万円																																																								
<u>合計</u>	<u>1,415百万円</u>																																																								

(有価証券関係)

(当中間連結会計期間)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額 (百万円)
① 株式	32,782	31,299	△1,483
② 債券	3,004	3,007	3
計	35,787	34,307	△1,479

(注)当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について173百万円の減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券については、時価が取得原価に比べて、30%程度以上下落した銘柄を回復可能性の判定対象とし、減損の要否を判断しております。

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
① 非上場株式	7,128
② その他	60
計	7,189

(前連結会計年度)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
① 株式	34,219	35,952	1,732
② 債券	2,993	3,009	16
計	37,212	38,961	1,749

(注)当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について362百万円の減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券については、時価が取得原価に比べて、30%程度以上下落した銘柄を回復可能性の判定対象とし、減損の要否を判断しております。

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
① 非上場株式	3,184
② その他	3,967
計	7,151

(デリバティブ取引関係)

(当中間連結会計期間)

当社グループで行っているデリバティブ取引は全てヘッジ会計が適用されているため記載しておりません。

(前連結会計年度)

## 1 取引の状況に関する事項

### (1) 取引の内容、取組方針、利用目的

当社グループは、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のためのデリバティブ取引は行わず、通常の業務遂行上必要な範囲内で、外貨建債権債務につき、相場変動リスクを回避する目的にのみ、デリバティブ取引を利用する方針であります。デリバティブ取引によるヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、金利スワップ取引及び金利キャップ取引

ヘッジ対象 外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息

ヘッジ方針 当社グループのリスク管理方法に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎連結会計年度末(中間連結会計期間末を含む)に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

### (2) 取引に係るリスクの内容

当社グループが利用しているデリバティブ取引のうち通貨関連では、為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しており、また、金利関連では、固定金利支払・変動金利受取の金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。

なお、当社グループのデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。

### (3) 取引に係るリスク管理体制

通常の営業取引に係る為替予約取引については、各事業部門ごとに取引手続等を定めた社内規程に基づき行われ、管理部署に報告されております。また、財務取引に係るスワップ取引等の実行及び管理は社内規程に基づき財務担当部署で行っております。

## 2 取引の時価等に関する事項

当社グループで行っているデリバティブ取引は、全てヘッジ会計が適用されているため記載しておりません。

(ストック・オプション関係)

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内訳

	第1回	第2回
付与対象者の区分及び人数	取締役 12名 監査役 4名 従業員(理事) 6名	取締役 7名 監査役 4名 執行役員 16名 従業員(理事) 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 140,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成14年5月23日	平成15年5月22日
権利確定条件	定めなし	定めなし
対象勤務期間	定めなし	定めなし
権利行使期間	平成19年9月3日から 平成24年5月23日まで	平成19年9月3日から 平成25年5月22日まで

	第3回	第4回
付与対象者の区分及び人数	取締役 7名 監査役 4名 執行役員 14名 従業員(理事) 1名	取締役 7名 監査役 4名 執行役員 12名 従業員(理事) 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 308,000株	普通株式 336,000株
付与日	平成16年5月27日	平成17年5月26日
権利確定条件	定めなし	定めなし
対象勤務期間	定めなし	定めなし
権利行使期間	平成19年9月3日から 平成26年5月27日まで	平成19年9月3日から 平成27年5月26日まで

(注) 1 上記のストック・オプションは、株式会社大丸が付与したものを、平成19年9月3日の株式移転契約により、当社が新たに付与したものであります。

2 決議年月日は株式会社大丸における定時株主総会決議日であります。また、付与対象者の区分及び人数は株式会社大丸における付与日時点のものであります。

	第5回	第6回
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 監査役 5名	従業員 135名
株式の種類及び付与数	普通株式 63,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成18年5月25日	平成18年5月25日
権利確定条件	定めなし	定めなし
対象勤務期間	定めなし	定めなし
権利行使期間	平成19年9月3日から 平成38年7月14日まで	平成20年7月15日から 平成24年7月14日まで

(注) 1 上記のストック・オプションは、株式会社松坂屋が付与したものを、平成19年9月3日の株式移転契約により、当社が新たに付与したものであります。

2 決議年月日は株式会社松坂屋における定時株主総会決議日であります。また、付与対象者の区分及び人数は株式会社松坂屋における付与日時点のものであります。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

### ① スtock・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
権利確定前						
期首(株)	—	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
権利確定後						
期首(株)	140,000	161,000	308,000	336,000	63,000	300,000
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	140,000	161,000	308,000	336,000	63,000	300,000

### ② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
権利行使価格(円)	404	317	699	691	1	794
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	— (注)	— (注)	— (注)	— (注)	833	279

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため記載しておりません。

## 2 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式  
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第5回	第6回
株価変動性            (注) 1	36.526%	40.778%
予想残存期間            (注) 2	8.9年	2.9年
予想配当                (注) 3	7.5円/株	7.5円/株
無リスク利子率        (注) 4	1.545%	0.935%

- (注) 1 第5回は、株式会社松坂屋の日次株価(平成10年10月3日～平成18年8月27日の各取引日における終値)と株式会社松坂屋ホールディングスの日次株価(平成18年9月2日～平成19年8月27日)、第6回は、株式会社松坂屋の日次株価(平成16年10月3日～平成19年8月27日の各取引日における終値)と株式会社松坂屋ホールディングスの日次株価(平成18年9月2日～平成19年8月27日)に基づき算出しました。
- 2 割当時に見積った予想残存期間から割当日から評価の基準日までの経過年数を差し引いて算出しております。
- 3 株式会社松坂屋の平成18年10月12日取締役会決議による配当実績と株式会社松坂屋ホールディングスの平成19年4月12日取締役会決議による配当実績によります。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

## 3 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	419,967	63,175	40,298	29,931	553,372	—	553,372
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,031	2,261	3,434	16,859	23,587	(23,587)	—
計	420,999	65,436	43,733	46,790	576,959	(23,587)	553,372
営業費用	409,687	64,798	41,986	45,586	562,059	(23,334)	538,725
営業利益	11,311	637	1,746	1,204	14,900	(253)	14,647

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャндаイジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパーマーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業……………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法(会計処理の変更)」に記載のとおり、一部の子会社において減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。この変更に伴い、従来の方法に比べ当中間連結会計期間の営業費用は、百貨店業が563百万円、スーパーマーケット業が30百万円、卸売業が4万円、その他事業が18百万円減少し、営業利益がそれぞれ同額増加しております。

4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法(追加情報)」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この影響により、従来の方法に比べ当中間連結会計期間の営業費用は、百貨店業が346百万円、スーパーマーケット業が34百万円、卸売業が2百万円、その他事業が6百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	754,195	114,908	82,733	64,565	1,016,402	—	1,016,402
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,625	4,825	7,888	32,866	47,205	(47,205)	—
計	755,820	119,733	90,622	97,431	1,063,608	(47,205)	1,016,402
営業費用	724,479	117,848	87,295	93,797	1,023,421	(46,736)	976,684
営業利益	31,341	1,884	3,327	3,634	40,187	(469)	39,717

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパーマーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業……………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

#### 【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)、前連結会計年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

全セグメント売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略いたしました。

#### 【海外売上高】

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)、前連結会計年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため記載を省略いたしました。



(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)

株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有する子会社株式の会社分割による当社への吸収分割について

当社及び当社の完全子会社である株式会社大丸並びに株式会社松坂屋は、平成20年 1月10日開催の各社取締役会決議に基づき、両社が保有する子会社株式を当社へ移管する吸収分割を平成20年 3月 1日に実施いたしました。

## 1 会社分割の目的

当社グループは、平成19年 9月 3日をもって、株式会社大丸と株式会社松坂屋ホールディングスによる共同株式移転により持株会社体制に移行いたしました。その後、平成19年11月 1日には、グループ経営の効率化と、情報伝達及び業務の簡素化、意思決定の迅速化を図り、企業価値を向上させるため、当社が株式会社松坂屋ホールディングスを吸収合併し、当社が株式会社松坂屋の発行済株式の全部を保有することとなりました。

今般、持株会社体制の更なる整備に向け、株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有する子会社株式を当社へ移管するため、本件会社分割を行いました。

## 2 会社分割の要旨

### (1) 吸収分割の効力発生日

平成20年 3月 1日

### (2) 分割方式

当社の完全子会社であります株式会社大丸及び株式会社松坂屋を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割方式であります。

なお、本件会社分割は、承継会社である当社においては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易吸収分割、また、分割会社である株式会社大丸及び株式会社松坂屋においては会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割であるため、いずれも株主総会の承認を得ることなく行いました。

### (3) 承継により増加する資本金

承継により増加する資本金はありません。

### (4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

### (5) 承継会社が承継する権利義務

当社は、本件会社分割に際して、本件会社分割の効力発生日における株式会社大丸及び株式会社松坂屋が両社の子会社管理事業に関して有する次に記載する資産、債務及びこれらに付随する権利義務を承継いたしました。

#### ① 資産

- a 「4 承継した資産の概要」に記載した大丸及び松坂屋が保有している子会社株式のすべて
- b 上記 a に掲げる株式に付随する一切の権利義務

② 債務

承継すべき債務及びこれらに付随する権利義務はございません。

③ 雇用契約

承継すべき雇用契約及びこれらの契約に基づき発生する権利義務はございません。

(6) 債務履行の見込み

承継会社である当社並びに分割会社である株式会社大丸及び株式会社松坂屋は、効力発生日以降に到来する債務の履行の見込みについて問題がないものと判断しております。

3 分割当事会社の概要

(平成20年2月29日現在)

(1) 商号	J. フロントリテイリング株式会社(承継会社)	株式会社大丸(分割会社)	株式会社松坂屋(分割会社)
(2) 事業内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯する業務	百貨店業を中心とした小売業	百貨店業を中心とした小売業
(3) 設立年月日	平成19年9月3日	大正9年4月16日	明治43年2月1日
(4) 本店所在地	東京都中央区銀座六丁目10番1号	大阪府中央区心斎橋筋1丁目7番1号	名古屋市中区栄三丁目16番1号
(5) 代表者	代表取締役社長 奥田 務	代表取締役社長 山本 良一	代表取締役社長執行役員 茶村 俊一
(6) 資本金	30,000百万円	20,283百万円	9,765百万円
(7) 発行済株式数	536,238,328株	264,530,356株	165,895,830株
(8) 純資産	278,243百万円(個別)	85,237百万円(個別)	64,141百万円(個別)
(9) 総資産	294,781百万円(個別)	252,430百万円(個別)	189,309百万円(個別)
(10) 決算期	2月末日	2月末日	2月末日
(11) 大株主および持株比率	日本生命保険相互会社 5.39% 日本マスタートラスト信託銀行(信託口) 4.82% 株式会社三菱東京UFJ銀行 3.33%	J. フロントリテイリング株式会社 100%	J. フロントリテイリング株式会社 100%

4 承継した資産の概要

(1) 承継した資産の内容

株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有している子会社株式

(2) 当社が承継した資産の項目及び金額

当社は、本件会社分割に際して、当社と株式会社大丸、当社と株式会社松坂屋で締結された平成20年1月10日付会社吸収分割契約書に基づき、株式会社大丸が保有する子会社14社の全株式及び株式会社松坂屋が保有する子会社6社の全株式を承継いたしました。

資産(大丸→当社)	
項目	金額
子会社株式	6,436百万円

資産(松坂屋→当社)	
項目	金額
子会社株式	4,240百万円

対象子会社	出資比率	対象子会社	出資比率
株式会社大丸ピーコック	100%	株式会社松坂屋ストア	100%
大丸興業株式会社	100%	松坂屋誠工株式会社	100%
株式会社大丸装工	100%	日本リフェクス株式会社	100%
JFRカード株式会社	100%	栄栄食品株式会社	87.6%
株式会社大丸ホームショッピング	100%	栄印刷株式会社	100%
株式会社レストランピーコック	100%	松坂サービス株式会社	100%
株式会社ディンプル	100%		
株式会社大丸セールスアソシエーツ	100%		
株式会社大丸コム開発	100%		
株式会社消費科学研究所	100%		
株式会社JFR情報センター	100%		
株式会社大丸ビジネスサポート	100%		
株式会社大丸リース&サービス	100%		
株式会社大丸クレセール ※非連結	100%		

## 5 会社分割後の当社の状況

当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期に変更はありません。

前連結会計年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

## 株式移転による企業の取得

(パーチェス法適用)

- 1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

- (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名 称 株式会社 松坂屋ホールディングス

事業の内容 百貨店業の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配または管理

- (2) 企業結合を行った主な理由

日本の百貨店業界は、業種・業態を超えての競合の激化などから業界全体の売上規模は縮小傾向にあり、更なる企業の淘汰が避けられない状況にあります。加えて、人口減少による消費市場の縮小が予想されるなか、競争力に優れた少数の企業グループへの再編・統合が今後も進んでいくことが予想されます。

こうした厳しい環境の中で、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスは、両社の持つ経営資源、ノウハウの有効活用により、企業価値を向上させることができる経営統合を行なうことが最善の選択と判断いたしました。

- (3) 企業結合日

平成19年9月3日

- (4) 企業結合の法的形式

株式移転

- (5) 結合後企業の名称

J. フロント リテイリング株式会社

- (6) 取得した議決権比率

100%

- 2 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年9月1日から平成20年2月29日まで

- 3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 195,638百万円

取得に直接要した費用 865百万円

新株予約権価額 136百万円

---

取得原価 196,640百万円

#### 4 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

##### (1) 株式の種類及び移転比率

株式会社大丸の普通株式1株に対して当社の普通株式1.4株を、株式会社松坂屋ホールディングスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割り当てて交付いたしました。

##### (2) 移転比率の算定方法

株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスは財務面、財務会計面でお互いにそれぞれの分野の専門家を交えてデュー・デリジェンスを行ない、株式移転比率に重要な影響を与える未開示情報はないことを確認いたしました。株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスは、それぞれが独立した立場で公正かつ妥当な株式移転比率を検討することがそれぞれの株主の利益を確保することにつながるものと判断し、ファイナンシャル・アドバイザーを個別に任命することといたしました。

これを受けて、株式会社大丸は野村証券株式会社をファイナンシャル・アドバイザーに任命し、株式会社松坂屋ホールディングスとの協議において参考とすべき株式移転比率の分析を依頼いたしました。

野村証券株式会社は、この依頼を受けて、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスについてDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法、市場株価平均法、類似会社比較法を行ない、株式会社大丸はその分析結果を示した株式移転比率算定書を受領いたしました。各分析における分析結果は以下のとおりです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
①	DCF法	1.28～1.52
②	市場株価平均法	1.69～1.79
③	類似会社比較法	1.76～2.14
株式移転比率 (株式会社大丸1株に対して割り当てられる当社株式の株数)		1.40

なお、市場株価平均法については、本株式移転に関する新聞報道がなされた平成19年2月16日を基準日として、1週間、1ヶ月間及び平成19年2月期第3四半期決算公表日の翌営業日（株式会社大丸：平成18年12月22日、株式会社松坂屋ホールディングス：平成19年1月9日）から基準日までの期間の株価終値平均を採用いたしました。

株式会社大丸は、野村証券株式会社による株式移転比率の算定結果を参考に、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスの財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスは、それぞれ平成19年3月14日に開催された取締役会において株式会社大丸：株式会社松坂屋ホールディングス＝1.4：1（株式会社大丸の普通株式1株に対して当社の普通株式1.4株を、株式会社松坂屋ホールディングスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割り当てて交付することを意味する。）を株式移転比率として本株式移転を行なう旨の経営統合に関する基本合意書を締結することをそれぞれ決議し、同日、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスとの間でこれを締結いたしました。

なお、株式会社松坂屋ホールディングスはファイナンシャル・アドバイザーとして日興シティグループ証券株式会社を任命し、株式移転比率の算定結果を示した株式移転比率算定書を受領しており、本件株式移転比率が日興シティグループ証券株式会社が実施した算定結果の範囲に含まれていることを確認しております。

(3) 交付株式数及びその評価額

165,895,830株                      196,640百万円

5 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 負ののれん金額

10,794百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったことによります。

(3) 償却の方法及び償却期間

5年間で均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

(1) 資産の額

流動資産                      50,649百万円

固定資産                      406,600百万円

合計                              457,250百万円

(2) 負債の額

流動負債                      99,389百万円

固定負債                      151,367百万円

合計                              250,756百万円

7 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高      1,177,901百万円

営業利益      42,632百万円

経常利益      43,151百万円

当期純利益      23,404百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、被取得企業である松坂屋グループの平成19年3月1日から8月31日までの売上高、営業損益を加えた年間実質ベースの数値であります。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

## 共通支配下の取引等に関する注記

### 1 結合当事企業の名称及び事業の内容

名 称 株式会社 松坂屋ホールディングス

事業の内容 百貨店業等の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配または管理

### 2 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社松坂屋ホールディングスは平成19年11月1日をもって解散いたしました。なお、本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併ならびに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社および株式会社松坂屋ホールディングスにおいて合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行っております。

### 3 結合後企業の名称

J. フロント リテイリング株式会社

### 4 取引の目的を含む取引の概要

株式会社松坂屋ホールディングスは、株式会社松坂屋の持株会社として松坂屋グループの経営管理を行っておりましたが、平成19年9月3日をもって、株式会社大丸との経営統合により、当社の100%子会社となりました。

これに伴い、当社は、グループ経営の効率化と、情報伝達および業務の簡素化、意思決定の迅速化を図り、企業価値を向上させるため、平成19年11月1日をもって株式会社松坂屋ホールディングスを吸収合併いたしました。なお、株式会社松坂屋ホールディングスは当社の100%子会社であるため、この合併による新株式の発行、資本金の増加および合併交付金の支払いは行っておりません。

### 5 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

## (1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)		前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
1株当たり純資産額	582円23銭	1株当たり純資産額	581円97銭
1株当たり中間純利益金額	8円52銭	1株当たり当期純利益金額	45円74銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	8円52銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	45円69銭

(注) 算定上の基礎

## 1 1株当たり純資産額

	当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末 (平成20年2月29日)
中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	315,873	315,854
普通株式に帰属しない金額(百万円)	8,116	8,031
(うち新株予約権)	(130)	(136)
(うち少数株主持分)	(7,986)	(7,895)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	307,756	307,823
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	528,578	528,937

## 2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
中間連結損益計算書上の中間(当期) 純利益金額(百万円)	4,506	20,538
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益金額 (百万円)	4,506	20,538
普通株式の期中平均株式数(千株)	528,688	449,037
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額		
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	182	444
(うち新株予約権(千株))	(182)	(444)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	平成16年5月27日開催定時 株主総会決議による第3回 新株予約権 (株式の数308,000株) 平成17年5月26日開催定時 株主総会決議による第4回 新株予約権 (株式の数336,000株) 平成18年5月25日開催定時 株主総会決議による第6回 新株予約権 (株式の数300,000株)	—



(重要な後発事象)

当中間連結会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

共通支配下の取引等

- 1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(1) スーパーマーケット業

当社の完全子会社である株式会社大丸ピーコック、株式会社松坂屋ストア、株式会社横浜松坂屋ストア並びに野沢商事株式会社は、平成20年6月24日に締結した合併契約書に基づき、平成20年9月1日付で合併しております。

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

・ 結合企業

名 称 株式会社大丸ピーコック  
事業の内容 スーパーマーケット事業

・ 被結合企業

名 称 株式会社松坂屋ストア  
事業の内容 スーパーマーケット事業  
名 称 株式会社横浜松坂屋ストア  
事業の内容 スーパーマーケット事業  
名 称 野沢商事株式会社  
事業の内容 スーパーマーケット事業

② 企業結合の法的形式

株式会社大丸ピーコックを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社松坂屋ストア、株式会社横浜松坂屋ストア並びに野沢商事株式会社は平成20年9月1日をもって解散いたしました。

③ 結合後企業の名称

株式会社ピーコックストア

④ 取引の目的を含む取引の概要

グループ成長基盤の更なる充実、グループ経営資源の有効活用を目的とする事業再編を実施し、グループ関連事業各社においては、「自律経営」と「全体最適」を基本に、従来の発想や枠組みを超えた「革新への挑戦」、「経営の質の充実」を行い、当社グループの中長期プラン「フロンティア21」の実現に貢献していきます。なお、合併による新株の発行及び資本金の増加はありません。

(2) 建装事業

当社の完全子会社である株式会社大丸装工、松坂屋誠工株式会社、日本リフェクス株式会社並びに株式会社大丸木工は、平成20年6月24日に締結した合併契約書に基づき、平成20年9月1日付で合併しております。

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

・結合企業

名 称 株式会社大丸装工

事業の内容 建装工事請負業

・被結合企業

名 称 松坂屋誠工株式会社

事業の内容 建装工事請負業

名 称 日本リフェクス株式会社

事業の内容 グラスレスミラー製造・販売

名 称 株式会社大丸木工

事業の内容 家具製造業

②企業結合の法的形式

株式会社大丸装工を存続会社とする吸収合併方式で、松坂屋誠工株式会社、日本リフェクス株式会社並びに株式会社大丸木工は平成20年9月1日をもって解散いたしました。

③結合後企業の名称

株式会社J.フロント建装

④取引の目的を含む取引の概要

グループ成長基盤の更なる充実、グループ経営資源の有効活用を目的とする事業再編を実施し、グループ関連事業各社においては、「自律経営」と「全体最適」を基本に、従来の発想や枠組みを超えた「革新への挑戦」、「経営の質の充実」を行い、当社グループの中長期プラン「フロンティア21」の実現に貢献していきます。なお、合併による新株の発行及び資本金の増加はありません。

(3)人材派遣事業

当社の完全子会社である株式会社ディンプルと株式会社大丸セールスアソシエーツは、平成20年6月24日に締結した合併契約書に基づき、平成20年9月1日付で合併しております。

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

・結合企業

名 称 株式会社ディンプル

事業の内容 人材派遣事業

・被結合企業

名 称 株式会社大丸セールスアソシエーツ

事業の内容 販売業務・店舗運営業務受託業

②企業結合の法的形式

株式会社ディンプルを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社大丸セールスアソシエーツは平成20年9月1日をもって解散いたしました。

③結合後企業の名称

株式会社ディンプル

#### ④取引の目的を含む取引の概要

グループ成長基盤の更なる充実、グループ経営資源の有効活用を目的とする事業再編を実施し、グループ関連事業各社においては、「自律経営」と「全体最適」を基本に、従来の発想や枠組みを超えた「革新への挑戦」、「経営の質の充実」を行い、当社グループの中長期プラン「フロンティア21」の実現に貢献していきます。なお、合併による新株の発行及び資本金の増加はありません。

#### (4)百貨店業

当社の完全子会社である株式会社松坂屋及び株式会社横浜松坂屋は、平成20年11月21日開催の両社の取締役会において、平成21年1月1日をもって、株式会社松坂屋が株式会社横浜松坂屋を吸収合併することを決議いたしました。

##### ①結合当事企業の名称及びその事業の内容

###### ・結合企業

名 称 株式会社松坂屋

事業の内容 百貨店業

###### ・被結合企業

名 称 株式会社横浜松坂屋

事業の内容 百貨店業

##### ②企業結合の法的形式

株式会社松坂屋を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社横浜松坂屋は平成21年1月1日をもって解散する予定であります。なお、本合併は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、株式会社横浜松坂屋において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく合併いたします。

##### ③結合後企業の名称

株式会社松坂屋

##### ④取引の目的を含む取引の概要

株式会社横浜松坂屋は平成20年10月26日に百貨店事業を終了し、同事業終了後における同社の再構築を検討してまいりましたが、当社グループにおける経営資源の効率的な活用を推進するためにも、同社が保有している安定した収益が期待できる西館(エクセル伊勢佐木)賃貸や、百貨店事業終了後の本館建物跡地における複合施設の建設計画事業等を株式会社松坂屋へ集約する、吸収合併による方式が最善の選択と判断いたしました。なお、合併による新株の発行及び資本金の増加はありません。

#### 2 実施した会計処理の概要

上記取引は、「企業結合に係る会計基準」に定める共通支配下の取引に該当し、平成21年2月期の当社の個別及び連結業績への影響はありません。

## 株式交換に関する基本合意書の締結

当社は、平成20年10月14日開催の取締役会において、平成20年12月1日をもって、株式交換（以下、「本株式交換」という）により、当社の連結子会社である松栄食品株式会社を完全子会社とすることを決議し、株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は、連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であります。

### 1 株式交換による完全子会社化の目的

関連事業群の競争力・収益力強化を目的とした「1業種1社体制」への事業再編方針に基づき、平成21年3月に経営統合を予定している株式会社レストランピーコック（当社完全子会社）と松栄食品株式会社との連携を早期に推進するため、当該経営統合に先立って松栄食品株式会社を当社の完全子会社とし、意思決定の迅速化と機動性を高めることが重要であると判断いたしました。

### 2 株式交換の要旨

#### (1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	平成20年10月14日
株式交換契約締結（両社）	平成20年10月14日
株式交換承認臨時株主総会（松栄食品株式会社）	平成20年11月4日
株式交換の予定日（効力発生日）	平成20年12月1日（予定）
株券交付日	平成20年12月上旬（予定）

(※)本株式交換は、当社においては、会社法第796条第3項の規定に基づき簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに行う予定です。

#### (2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	松栄食品株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.4

##### (注) 1. 株式の割当比率

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の松栄食品株式会社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する松栄食品株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.4株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する松栄食品株式会社の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

##### 2. 株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により、普通株式217,255株を割当交付する予定ですが、交付する株式はすべて当社保有の自己株式を充当する予定です。

なお、本株式交換により松栄食品株式会社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

①算定の基礎及び経緯

当社及び松栄食品株式会社は、株式交換比率の公正性を期すために、第三者機関である中央パートナーズ税理士法人に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

中央パートナーズ税理士法人は、株式交換比率の算定根拠となる株式価値の評価方法を検討した結果、公開会社である当社の株式価値評価については、平成20年8月31日を基準日として、基準日前3ヶ月間の平均値を採用した市場株価平均法により算出いたしました。

一方、非公開会社である松栄食品株式会社については、平成21年3月に株式会社レストランピーコックとの経営統合を控えており、将来予測数値につき客観性を確保し得ないと推測されるため、DCF方式に基づく株式価値評価は採用しないこととし、平成20年8月31日時点で保有する資産及び負債の簿価を評価し直す時価純資産価額方式により株式価値評価を算出いたしました。

以上により、当社の1株当たり株式価値を1とした場合の交換比率を0.4と算定する結果に至りました。

当社及び松栄食品株式会社は、その結果を参考として協議を重ねた結果、平成20年10月14日、両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を上記のとおり比率で合意、決定し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

②算定機関との関係

算定機関である中央パートナーズ税理士法人は、当社及び松栄食品株式会社の関連当事者には該当いたしません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

### 3 株式交換の当事会社の概要

(平成20年2月29日現在)

(1) 商号	J. フロント リテイリング株式会社 (株式交換完全親会社)	松栄食品株式会社 (株式交換完全子会社)
(2) 事業内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯する業務	飲食業・食品製造業
(3) 設立年月日	平成19年9月3日	昭和4年3月4日
(4) 本店所在地	東京都中央区銀座六丁目10番1号	名古屋市中区栄五丁目26番7号
(5) 代表者	代表取締役社長 奥田 務	代表取締役社長 篠田 明
(6) 資本金	30,000百万円	100百万円
(7) 発行済株式数	536,238,328株	4,400,000株
(8) 純資産	315,854百万円(連結)	817百万円(個別)
(9) 総資産	805,375百万円(連結)	1,309百万円(個別)
(10) 決算期	2月末日	2月末日
(11) 大株主及び持株比率	日本生命保険相互会社 5.39% 日本マスタートラスト信託銀行(信託口) 4.82% 株式会社三菱東京UFJ銀行 3.33%	J. フロント リテイリング株式会社 87.65% (平成20年8月31日現在)

### 4 株式交換後の状況

#### (1) 商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期

上記「3 株式交換の当事会社の概要(株式交換完全親会社)」から変更ありません。

#### (2) 今後の見通し

松栄食品株式会社は当社の連結子会社であるため、本株式交換に伴う平成21年2月期の当社連結業績への影響は軽微であります。

なお、松栄食品株式会社は、平成21年3月に、当社の完全子会社である、株式会社レストランピーコックとの経営統合を予定しております。

## 連結子会社間の事業譲渡(譲受)及び解散

当社は平成20年10月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社(間接所有)である有限会社常磐商会の営む保険募集に関する事業を、同じく当社の連結子会社である大丸興業株式会社に譲渡し、事業譲渡後の有限会社常磐商會を解散することを決議いたしました。

### 1 事業譲渡(譲受)及び解散の理由

有限会社常磐商會は、昭和23年の会社設立以来、松坂屋グループの保険代理店として、株式会社松坂屋及び同社のグループ会社並びにお取引先を主要顧客として保険募集に関する事業を営んでまいりました。昨年9月の株式会社大丸と株式会社松坂屋ホールディングスの経営統合により推進しております関連事業会社の「1業種1社体制」への事業再編の一環として、当社グループの保険代理業の経営効率化に向け、同一事業部門を有する大丸興業株式会社に有限会社常磐商會の事業を譲渡し、事業譲渡後、有限会社常磐商會を解散することといたしました。

### 2 事業譲渡(譲受)及び解散する子会社の概要

(平成20年2月29日現在、いずれも個別ベース)

(1) 商号	有限会社常磐商會 (事業譲渡及び解散する会社)	大丸興業株式会社 (事業譲受会社)
(2) 事業内容	保険代理業	物品卸売業、輸出入業及び保険代理業
(3) 設立年月日	昭和23年12月9日	昭和23年8月20日
(4) 本店所在地	名古屋市中区栄三丁目16番1号	大阪市中央区備後町三丁目4番9号
(5) 代表者	代表取締役 渡辺 悦次	代表取締役社長 中川 隆夫
(6) 資本金	3百万円	1,800百万円
(7) 発行済株式数	300株	12,000,000株
(8) 純資産	126百万円	13,368百万円
(9) 総資産	149百万円	29,732百万円
(10) 決算期	2月末日	2月末日
(11) 従業員数 (平成20年8月31日現在)	3名	309名
(12) 大株主及び持株比率 (平成20年8月31日現在)	株式会社松坂屋 100%	J.フロント リテイリング株式会社 100%

### 3 解散する子会社の直近業績

(単位：百万円)

	平成18年2月期	平成19年2月期	平成20年2月期
売上高	59	62	62
営業利益	△13	2	5
経常利益	△12	3	7
当期純利益	△12	2	5

#### 4 日程

平成20年10月14日	取締役会決議（当社、株式会社松坂屋及び大丸興業株式会社）
平成20年10月14日	事業譲渡契約締結（事業譲渡当事会社）
平成20年10月14日	株主総会にて事業譲渡の決議（有限会社常磐商会）
平成21年2月1日（予定）	事業譲渡日
平成21年2月28日（予定）	株主総会にて会社解散の決議（有限会社常磐商会）
平成21年2月28日（予定）	会社解散（有限会社常磐商会）
平成21年6月（予定）	清算終了（有限会社常磐商会）

なお、大丸興業株式会社は、会社法第468条第2項の規定（簡易事業譲受）により株主総会の承認を得ずに行います。

#### 5 業績に与える影響

本件による平成21年2月期の当社の個別及び連結業績への影響はありません。

前連結会計年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有する子会社株式の会社分割による当社への吸収分割について

当社及び当社の完全子会社である株式会社大丸並びに株式会社松坂屋は、平成20年1月10日開催の各社取締役会決議に基づき、両社が保有する子会社株式を当社へ移管する吸収分割を平成20年3月1日に実施いたしました。

##### 1 会社分割の目的

当社グループは、平成19年9月3日をもって、株式会社大丸と株式会社松坂屋ホールディングスによる共同株式移転により持株会社体制に移行いたしました。その後、平成19年11月1日には、グループ経営の効率化と、情報伝達及び業務の簡素化、意思決定の迅速化を図り、企業価値を向上させるため、当社が株式会社松坂屋ホールディングスを吸収合併し、当社が株式会社松坂屋の発行済株式の全部を保有することとなりました。

今般、持株会社体制の更なる整備に向け、株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有する子会社株式を当社へ移管するため、本件会社分割を行いました。

##### 2 会社分割の要旨

###### (1) 吸収分割の効力発生日

平成20年3月1日

###### (2) 分割方式

当社の完全子会社であります株式会社大丸及び株式会社松坂屋を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割方式であります。

なお、本件会社分割は、承継会社である当社においては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易吸収分割、また、分割会社である株式会社大丸及び株式会社松坂屋においては会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割であるため、いずれも株主総会の承認を得ることなく行いました。



(3) 承継により増加する資本金

承継により増加する資本金はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

当社は、本件会社分割に際して、本件会社分割の効力発生日における株式会社大丸及び株式会社松坂屋が両社の子会社管理事業に関して有する次に記載する資産、債務及びこれらに付随する権利義務を承継いたします。

① 資産

- a 「4 承継する資産の概要」に記載した大丸及び松坂屋が保有している子会社株式のすべて
- b 上記 a に掲げる株式に付随する一切の権利義務

② 債務

承継すべき債務及びこれらに付随する権利義務はございません。

③ 雇用契約

承継すべき雇用契約及びこれらの契約に基づき発生する権利義務はございません。

(6) 債務履行の見込み

承継会社である当社並びに分割会社である株式会社大丸及び株式会社松坂屋は、効力発生日以降に到来する債務の履行の見込みについて問題がないものと判断しております。

3 分割当事会社の概要

(平成20年2月29日現在)

(1) 商号	J. フロントリテイリング株式会社(承継会社)	株式会社大丸(分割会社)	株式会社松坂屋(分割会社)
(2) 事業内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯する業務	百貨店業を中心とした小売業	百貨店業を中心とした小売業
(3) 設立年月日	平成19年9月3日	大正9年4月16日	明治43年2月1日
(4) 本店所在地	東京都中央区銀座六丁目10番1号	大阪府中央区心斎橋筋1丁目7番1号	名古屋市中区栄三丁目16番1号
(5) 代表者	代表取締役社長 奥田 務	代表取締役社長 山本 良一	代表取締役社長執行役員 茶村 俊一
(6) 資本金	30,000百万円	20,283百万円	9,765百万円
(7) 発行済株式数	536,238,328株	264,530,356株	165,895,830株
(8) 純資産	278,243百万円(個別)	85,237百万円(個別)	64,141百万円(個別)
(9) 総資産	294,781百万円(個別)	252,430百万円(個別)	189,309百万円(個別)
(10) 決算期	2月末日	2月末日	2月末日
(11) 大株主および持株比率	日本生命保険相互会社 5.39% 日本マスタートラスト信託銀行(信託口) 4.82% 株式会社三菱東京UFJ銀行 3.33%	J. フロント リテイリング株式会社 100%	J. フロント リテイリング株式会社 100%

#### 4 承継する資産の概要

##### (1) 承継する資産の内容

株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有している子会社株式

##### (2) 当社が承継する資産の項目及び金額

当社は、本件会社分割に際して、当社と株式会社大丸、当社と株式会社松坂屋で締結された平成20年1月10日付会社吸収分割契約書に基づき、株式会社大丸が保有する子会社14社の全株式及び株式会社松坂屋が保有する子会社6社の全株式を承継します。

資産(大丸→当社)	
項目	金額
子会社株式	6,436百万円

資産(松坂屋→当社)	
項目	金額
子会社株式	4,240百万円

対象子会社	出資比率
株式会社大丸ピーコック	100%
大丸興業株式会社	100%
株式会社大丸装工	100%
JFRカード株式会社	100%
株式会社大丸ホームショッピング	100%
株式会社レストランピーコック	100%
株式会社ディンプル	100%
株式会社大丸セールスアソシエーツ	100%
株式会社大丸コム開発	100%
株式会社消費科学研究所	100%
株式会社JFR情報センター	100%
株式会社大丸ビジネスサポート	100%
株式会社大丸リース&サービス	100%
株式会社大丸クレセール ※非連結	100%

対象子会社	出資比率
株式会社松坂屋ストア	100%
松坂屋誠工株式会社	100%
日本リフェクス株式会社	100%
松栄食品株式会社	87.6%
栄印刷株式会社	100%
松坂サービス株式会社	100%

#### 5 会社分割後の当社の状況

当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期に変更はありません。

##### (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		330		7,393	
2 関係会社短期貸付金		26,434		9,516	
3 繰延税金資産		348		—	
4 その他		539		1,501	
流動資産合計		27,652	9.0	18,411	6.2
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1				
(1) 建物及び構築物		126		130	
(2) その他		0		0	
有形固定資産合計		126	0.1	131	0.1
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		59		36	
(2) その他		5		—	
無形固定資産合計		65	0.0	36	0.0
3 投資その他の資産					
(1) 関係会社株式		277,762		276,002	
(2) その他		203		199	
投資その他の資産合計		277,965	90.9	276,202	93.7
固定資産合計		278,158	91.0	276,369	93.8
資産合計		305,811	100.0	294,781	100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 短期借入金		22,385		14,686	
2 未払費用		160		82	
3 未払法人税等		153		14	
4 賞与引当金		440		220	
5 役員賞与引当金		—		58	
6 事業整理損失引当金		100		—	
7 その他	※2,3	3,693		1,475	
流動負債合計		26,933	8.8	16,537	5.6
II 固定負債					
その他		0		0	
固定負債合計		0	0.0	0	0.0
負債合計		26,933	8.8	16,537	5.6
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		30,000		30,000	
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		7,500		7,500	
(2) その他資本剰余金		239,731		239,752	
資本剰余金合計		247,231		247,252	
3 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		6,779		5,906	
利益剰余金合計		6,779		5,906	
4 自己株式		△5,264		△5,051	
株主資本合計		278,747	91.2	278,107	94.3
II 新株予約権		130	0.0	136	0.1
純資産合計		278,877	91.2	278,243	94.4
負債純資産合計		305,811	100.0	294,781	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年9月3日 至 平成20年2月29日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1 受取配当金		3,034			5,930		
2 経営指導料		2,888	5,923	100.0	1,723	7,653	100.0
II 一般管理費			2,612	44.1		1,522	19.9
営業利益			3,310	55.9		6,131	80.1
III 営業外収益							
1 受取利息		36			17		
2 その他		16	52	0.9	6	24	0.3
IV 営業外費用							
1 支払利息		80			9		
2 創立費償却		—			393		
3 その他		80	160	2.7	0	402	5.3
経常利益			3,202	54.1		5,753	75.2
V 特別利益							
抱合せ株式消滅差益		—	—	—	154	154	2.0
VI 特別損失							
事業整理損	※1	100	100	1.7	—	—	—
税引前中間(当期)純利益			3,102	52.4		5,908	77.2
法人税、住民税 及び事業税		205			2		
法人税等調整額		△357	△152	△2.6	—	2	0.0
中間(当期)純利益			3,254	54.9		5,906	77.2

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
平成20年2月29日残高(百万円)	30,000	7,500	239,752	5,906
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				△2,380
中間純利益				3,254
自己株式の取得				
自己株式の処分			△20	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△20	873
平成20年8月31日残高(百万円)	30,000	7,500	239,731	6,779

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成20年2月29日残高(百万円)	△5,051	278,107	136	278,243
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△2,380		△2,380
中間純利益		3,254		3,254
自己株式の取得	△290	△290		△290
自己株式の処分	77	56		56
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)			△5	△5
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△213	640	△5	634
平成20年8月31日残高(百万円)	△5,264	278,747	130	278,877

前事業年度(自 平成19年9月3日 至 平成20年2月29日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金
				繰越利益剰余金
前事業年度末(百万円)	—	—	—	—
事業年度中の変動額				
株式移転による設立	30,000	7,500	239,752	—
当期純利益				5,906
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	30,000	7,500	239,752	5,906
平成20年2月29日残高(百万円)	30,000	7,500	239,752	5,906

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
前事業年度末(百万円)	—	—	—	—
事業年度中の変動額				
株式移転による設立	—	277,252	136	277,389
当期純利益		5,906		5,906
自己株式の取得	△5,109	△5,109		△5,109
自己株式の処分	58	57		57
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	△5,051	278,107	136	278,243
平成20年2月29日残高(百万円)	△5,051	278,107	136	278,243

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月31日)	前事業年度 (自 平成19年 9月 3日 至 平成20年 2月29日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>貯蔵品 先入先出法による原価法</p> <p>(1) 有形固定資産 ① 建物及び構築物 定額法 ② その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 8～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>貯蔵品 先入先出法による原価法</p> <p>(1) 有形固定資産 ① 建物及び構築物 定額法 ② その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 8～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>4 繰延資産の処理方法</p>	<p>————</p>	<p>創立費 支出時に全額費用処理しております。</p>
<p>5 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 なお、役員に対する賞与は、通期の業績を基礎として算定しており、中間会計期間において合理的に見積もることが困難なため、計上しておりません。</p> <p>(3) 事業整理損失引当金 関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、所要額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>————</p>
<p>6 リース取引の処理方法</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>



注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年2月29日)
※1 下記については直接控除して表示して おります。 減価償却累計額 有形固定資産 9百万円	※1 下記については直接控除して表示して おります。 減価償却累計額 有形固定資産 4百万円
※2 関係会社からの預り金 1,767百万円	※2 関係会社からの預り金 1,451百万円
※3 仮払消費税及び仮受消費税は相殺し、流動負債 「その他」に含めて表示しております。	—

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年9月3日 至 平成20年2月29日)
※1 事業整理損 (株)大丸クレセールに対する 事業整理損失引当金繰入額 100百万円	—
2 減価償却実施額 有形固定資産 4百万円 無形固定資産 6百万円	2 減価償却実施額 有形固定資産 4百万円 無形固定資産 4百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	7,141,755	452,512	109,876	7,484,391

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 452,512株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 60,876株

ストック・オプション権利行使による減少 49,000株

前事業年度(自 平成19年9月3日 至 平成20年2月29日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	7,208,065	66,310	7,141,755

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式取得による増加 6,884,750株

合併による増加 89,713株

単元未満株式の買取による増加 233,602株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 66,310株

## (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年9月3日 至 平成20年2月29日)																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産・その他 (器具)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	有形固定資産・その他 (器具)		取得価額相当額	4百万円	減価償却累計額相当額	0百万円	期末残高相当額	3百万円	1年内	0百万円	1年超	2百万円	合計	3百万円	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	0百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産・その他 (器具)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	有形固定資産・その他 (器具)		取得価額相当額	4百万円	減価償却累計額相当額	0百万円	期末残高相当額	4百万円	1年内	0百万円	1年超	3百万円	合計	4百万円	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	0百万円
有形固定資産・その他 (器具)																																					
取得価額相当額	4百万円																																				
減価償却累計額相当額	0百万円																																				
期末残高相当額	3百万円																																				
1年内	0百万円																																				
1年超	2百万円																																				
合計	3百万円																																				
支払リース料	0百万円																																				
減価償却費相当額	0百万円																																				
有形固定資産・その他 (器具)																																					
取得価額相当額	4百万円																																				
減価償却累計額相当額	0百万円																																				
期末残高相当額	4百万円																																				
1年内	0百万円																																				
1年超	3百万円																																				
合計	4百万円																																				
支払リース料	0百万円																																				
減価償却費相当額	0百万円																																				

## (有価証券関係)

## (当中間会計期間)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当中間会計期間(平成20年8月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (前事業年度)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成20年2月29日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月 31日)、前事業年度(自 平成19年 9月 3日 至 平成20年 2月 29日)

「(1)中間連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)」における記載と同一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月 31日)、前事業年度(自 平成19年 9月 3日 至 平成20年 2月 29日)

中間連結財務諸表に係る「重要な後発事象」をご参照ください。

(2) 【その他】

平成20年10月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 中間配当による配当金の総額	2,379百万円
(2) 1株当たり配当金	4円50銭
(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成20年11月20日

(注)平成20年8月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第1期(自 平成19年9月3日 至 平成20年2月29日)平成20年5月23日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(1)有価証券報告書の訂正報告書)を平成20年10月17日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換)の規定に基づく臨時報告書を平成20年10月17日関東財務局長へ提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

J.フロント リテイリング株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原健二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小市裕之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林幸宏	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJ.フロント リテイリング株式会社の平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

J.フロント リテイリング株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原健二	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田豊	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小市裕之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林幸宏	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJ.フロント リテイリング株式会社の平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社の平成20年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年3月1日から平成20年8月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。